

～制度調査部情報～

2008年2月6日 全3頁

保有金融商品のVAR等の 開示義務付けへ

制度調査部
吉井 一洋

監査も必要に

【要約】

- ASBJ（企業会計基準委員会）は、2008年2月5日の金融商品専門委員会で、金融商品の時価等の開示拡充に合わせて、企業が保有する金融商品の市場リスクに関する定量的な情報（BPV、VAR等）の開示を義務付ける方針を固めた。
- 市場リスクの定量的情報を開示する企業としては、金融資産・負債のウエイトの高い企業（銀行、証券、ノンバンク等）を想定している。
- ASBJは2月中に新しい基準・適用指針を公表し、2010年3月31日以後に終了する事業年度から強制適用する予定である（早期適用可）。ただし、リスクの定量的情報の開示に関しては、1年先送りし、2011年3月31日以後に終了する事業年度から開示が義務付けられる模様である。

1. はじめに - リスクの定量的情報開示方針固める

◎ASBJ（企業会計基準委員会）は、2008年2月5日の金融商品専門委員会で、企業（有価証券報告書等の提出企業）が保有する金融商品について、BPV（ベース・ポイント・バリュー）、VAR（バリュー・アット・リスク）等の定量的情報の開示を義務付ける方針を固めた。

◎金融商品の時価等の情報については、開示内容を拡充するために、企業会計基準公開草案第19号「金融商品に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第23号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」を2007年7月に公表済みである。（注）

（注）2007年8月10日 DIR 制度調査部情報「金融商品の時価等の開示に関する適用指針案」(鳥毛拓馬)

◎公開草案では、金融商品の時価等の開示対象、開示する情報の拡充を図ると共に、金融商品のリスクに関する定量的情報の開示を行うべきか否かについてコメントを募集した。

◎その後、金融商品専門委員会で検討を重ねたが、コンバージェンスを重視する金融庁の意向も踏まえ、IASBと同様に、注記として金融商品の定量的な市場リスク情報の開示を義務付けることとした。

2. 開示対象企業

◎市場リスクの定量的情報に関しては、有価証券報告書等の提出企業のうち、以下の要件にすべて該



当する企業に開示が義務付けられる。

- i. 金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である。
- ii. 当該金融資産及び金融負債が、主要な市場リスクに係るリスク変数（金利や為替、株価等）の変動に対する感応度が重要な金融資産及び金融負債である。
- iii. 当該金融資産が総資産の大部分であり、かつ、当該金融負債が総負債の大部分である。

◎一般的には、金融商品を利用して又はその価値の増加によって利益獲得を目指すような事業目的を有している銀行や証券会社、ノンバンク等が想定されている。連結対象等の企業集団にこれらの企業を含む場合は、その企業集団自体の状況に照らして判断することになる。事業会社の場合は、仮に、持ち合い株式や政策投資株式を大量に保有しており、借入金や社債等の金融負債も多額にあるため、i、iiに該当したとしても、iiiの要件に該当するケースは限定されるように思われる。

◎銀行等の場合は、既に、市場リスクの定量的開示が求められているが、財務諸表の注記として開示をしているわけではない。しかし、新しい基準・適用指針により財務諸表の注記として開示が求められることで、これらの情報に対して監査が義務付けられることになるものと思われる。

3. 開示する情報

◎開示対象企業は、下記の①、②の情報を財務諸表の注記として、開示しなくてはならない。したがって、これらの情報は監査対象になるものと思われる。

①リスク管理の一環として、市場リスクに関する定量的分析を利用している場合

：当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報（利用状況、算定方法や主な前提条件、これらが前年度と異なる場合にはその旨及び理由などを含む。）

② リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない場合

ア リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない旨

イ リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対照表日の時価の増減額及びこれに関連する情報（算定方法や主な前提条件、これらが前年度と異なる場合にはその旨及び理由などを含む。）

ウ 上記イの情報が当該企業の市場リスクの実態を適切に示していないと考えられる場合（例えば、貸借対照表日現在の金融資産又は金融負債に関連する主要な市場リスクが、期中の当該リスクを反映していない場合）には、その旨及びそのように考える理由

◎①は、開示対象企業が、BPV（ベース・ポイント・バリュー：例えば、金利が1ベース・ポイント（0.01%）変化したときの時価の変動）のほか、VAR（バリュー・アット・リスク：市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、ある金融商品に生じ得る損失額の推計値）を用いてリスク管理を行っており、経営者がこれらの情報に用いてリスクへの対応を決定しているような場合に、これらの定量的分析に基づく定量的な情報の注記を求めるものである。

◎②は、開示対象企業が定量的な分析をリスク管理において用いていない場合であっても、BPVに基づく定量的情報の注記を求めるものである。貸借対照表日現在の金融資産又は金融負債に関連する重要な市場に関連する重要な市場リスクに係るリスク変数の変動により、時価にどのような影響が生じ得るかを開示する。

4. 適用時期

◎新しい会計基準・適用指針は2月中に公表される模様である。

◎適用は2010年3月31日以後終了する事業年度から強制される。3月決算会社の場合、2009年度の通期の決算から開示が義務付けられる。2010年3月31日より前に開始する事業年度からの早期適用も認められている。

◎ただし、リスクの定量的情報に関しては、適用が1年先送りされ、2011年3月31日以後終了する事業年度から強制される模様である。

5. 影 響

◎新会計基準・適用指針により、以下の点で影響がある。

- ①これまで時価評価の対象外であった私募債（「満期保有目的」を除く）についても、時価で貸借対照表への計上が求められる。
- ②貸付金、借入金、自社発行社債など、従来、時価を算定していなかった金融商品についても時価を算定し開示する必要がある。
- ③ヘッジ目的以外のデリバティブも時価情報の注記での開示が求められる。
- ④デリバティブに限らず、保有する金融商品全般について、定性的情報（取組方針、リスク管理体制等）の注記が求められる。
- ⑤銀行、証券会社、ノンバンク等の場合は、さらに、リスクの定量的情報の開示が求められる。

◎これらの情報は、監査法人は監査対象企業に提供できない。監査法人が提供した情報を監査法人が自分で監査しても、監査したことにはならないからである。開示企業・銀行等が自分で時価等やリスクの定量的情報を算出できるならばよいが、算定できない場合は、開示企業・銀行等は、販売証券会社や金融機関等にこれらの情報の提供を求めていくであろう。その結果、必然的に、これらの情報の提供が可能な業者が取引を移管していくことになるだろう。

◎顧客との取引継続、関係強化、新たなビジネス機会の確保のためにも、業者は上記の情報を提供するための体制整備を求められることになるだろう。